

本号で公布された 法令のあらまし

◆商標法の一部を改正する法律（法律第五十六号） （経済産業省）

- 1 地域団体商標の登録要件
(一) 地域団体商標の商標登録を受けることができる者は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人格を有する組合又はこれに相当する外国の法人とすることとした。
(第七條の二第一項関係)
- (二) 地域団体商標の商標登録出願に係る商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものであるときは、地域団体商標の商標登録を受けることができることとした。(第七條の二第一項関係)
- (三) 地域団体商標の商標登録を受けられる商標は、自己又はその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をして他の商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称等からなるものとした。(第七條の二第二項関係)
- 2 地域団体商標に係る商標権の移転、専用使用権の設定
地域団体商標に係る商標権について、譲渡及び専用使用権の設定をすることができないこととした。(第二四條の二及び第三〇條関係)
- 3 先使用による商標の使用をする権利
他人の地域団体商標に係る商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る商標の使用をしていた者は、継続してその商標の使用をする権利を有することとした。(第三二條の二関係)
- 4 地域団体商標に係る商標登録異議の申立て、商標登録の無効の審判
(一) 地域団体商標の登録要件に違反してされた商標登録について、登録異議の申立てをすることができるとした。(第四三條の二関係)

- (二) 地域団体商標の登録要件に違反してされた商標登録について、その商標登録を無効にすることに於いて審判を請求することができることに加え、商標登録がされた後において、その登録商標が登録要件に該当するものでなくなっているときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができることとした。(第四六條関係)
- 5 この法律は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◆港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一三三号）（国土交通省）

- 1 国による特定港湾管理者に対する貸付金の金額は、特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に要する費用に充てる資金として特定港湾管理者が認定運業者に対してする貸付けの金額の二分の一以内の金額とすることとした。(第九條関係)

◆港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二一三三号）（国土交通省）

- 1 国による特定港湾管理者に対する貸付金の金額は、特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に要する費用に充てる資金として特定港湾管理者が認定運業者に対してする貸付けの金額の二分の一以内の金額とすることとした。(第九條関係)
- 2 国による特定港湾管理者に対する貸付け及び当該貸付けに係る特定港湾管理者による認定運業者に対する貸付けの条件の基準並びに加算金について所要の規定を定めることとした。(第一〇條関係)
- 3 この政令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成一七年七月一日）から施行することとした。

法 律

商標法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年六月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十六号

商標法の一部を改正する法律
商標法（昭和三十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一条を加える。
（地域団体商標）

第七條の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三條の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されてる文字のみからなる商標

三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

- 2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

- 3 第一項の場合における第三條第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

- 4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五條第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

- 第十一條第一項中「団体商標の商標登録出願」の下に「及び地域団体商標の商標登録出願を、以下同じ。」の下に「又は地域団体商標の商標登録出願」を加え、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「団体商標の商標登録出願」の下に「又は地域団体商標の商標登録出願」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に変更することができる。

- 第十二條第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

- 第十五條中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四條第一項」の下に「第七條の第二項」を加える。

- 第二四條の二に次の一項を加える。

- 4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。

第三十條第一項ただし書中「商標権」の下に「及び地域団体商標に係る商標権」を加える。